

○九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

九重町告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある地域における住民の生命の安全を図るため、危険住宅の移転を行う者に対して予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、九重町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しい、次の(1)から(3)いずれかの区域に存する既存不適格の住宅(当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。)、又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅(建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、町長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものに限る。)をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)
- (2) 建築基準法第40条に基づく建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条に基づく土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)に掲げる区域に指定される見込のある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)の適用を受けた区域

(改正(令4告示第95号))

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、危険住宅の所有者等(ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。)で当該危険住宅を町内の安全な場所に移転する者とする。ただし、九重町暴力団排除条例(平成23年3月22日九重町条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。また、町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者(同一世帯員を含む。))。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額等は、別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業は、危険住宅に居住する者の代替住宅への移転及び当該危険住宅の除却を伴

うものでなければならない。

3 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (2) 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
（改正（令4告示第95号））
- (3) 原則として都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
- (4) 移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入・改修によるものではないこと。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 九重町がけ地近接等危険住宅移転工事計画書（様式第2号）
- (2) 危険住宅除却工事費の見積書の写し
- (3) 金融機関等の貸付予約通知書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 危険住宅の位置図、配置図（がけ断面図を含む。）及び平面図
- (5) 移転先の位置図
- (6) 危険住宅の土地及び家屋の登記簿謄本
- (7) 移転先の土地の登記簿謄本
- (8) 危険住宅及び移転先の写真 各2葉
- (9) 誓約書（様式第12号）
- (10) 町税等納付状況調書（様式第13号）
- (11) 跡地の管理に関する誓約書（様式第14号）
- (12) その他、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、書類審査及び現地調査を行い、補助金交付の適否を決定し、九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）又は九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、決定通知書による通知を行う場合において、町長は必要な条件を付することが出来る。

（工事着手届）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が移転工事に着手するときは、がけ地近接等危険住宅移転事業着手届（様式第5号）を町長に提出しなければな

らない。

(補助事業の変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ九重町がけ地近接等危険住宅移転事業変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。町長は、本条の申請があったときは、前条の規定を準用する。この場合において、九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、決定通知書による通知を行う場合において、町長は必要な条件を付することが出来る。

(補助事業の取り止め申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ九重町がけ地近接等危険住宅移転事業取り止め申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告は、九重町がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第9号）に次の当該各項に定める書類を添付し、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 危険住宅除却工事費の請求書又は領収書の写し
- (2) 金融機関等の融資契約書の写しはこれに代わるもの
- (3) 除却跡地及び移転先の写真 各2葉
- (4) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(改正（令4告示第95号）)

(補助金の額の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、かつ、現地を調査し、その報告に係る移転工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の額の確定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は精算払いの方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、九重町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第11号）を提出しなければ

ならない。

(交付決定の取り消し等)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(跡地の管理)

第15条 補助対象者は、危険住宅除却後の跡地について、町長の指示する標識を設置し適正な管理を行わなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助対象者は、補助金及び移転工事費の経費を明らかにする帳簿を作成し、証拠書類と共に移転事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第21号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第45号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日告示第95号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月22日告示第23号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表1

(改正 (令3告示第45号))

経費の配分		交付対象事業の内容	限度額
移転 事業 に要 する 経費	事業 費	危険住宅の除却等に要する経費(除却等費)	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号) (以下国の要綱とする) 附属第Ⅲ編第1章表イ-16-(12)-1により算定された額。
		危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費(建設助成費)	国の要綱附属第Ⅲ編第1章表イ-16-(12)-1により算定された額。
		移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	
		移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に担当する額の費用を交付する事業(移転先は町内の土砂災害特別警戒区域、災害危険区域及びがけ条例適用区域外に限る。)	